

# 愛南町共用型サテライトオフィス整備費等補助金制度について

## 1 趣旨

近年では、テレワークやワーケーション、ノマドワークなどの新たなワークスタイルが生まれている。一方で、国内宿泊旅行の需要では、観光・レクリエーションが6割、それ以外の「出張・業務」及び「帰省・知人訪問」で4割も占めていることから、国では、新たな交流市場への開拓に向けて取組を推進している。

そこで、町では、共用型サテライトオフィスを整備する宿泊事業者に対して必要な設備及び備品を導入する経費の補助及び共用型サテライトオフィスを使用する愛南町まちづくりパートナー企業への使用料等の補助により、新たなワークスタイルに対応するとともに、交流人口・関係人口の増加を促進させる。

## 2 補助金の対象者

- (1) 町内において、旅館業法に定める旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を行う者
- (2) 町内において、住宅宿泊事業法に定める住宅宿泊事業を行う者
- (3) 愛南町まちづくりパートナー企業



## 3 補助金の主な交付要件(宿泊事業者)

- (1) サテライトオフィスのスペースは、一人当たり 10 立方メートル以上の気積を確保すること。
- (2) サテライトオフィスの使用に関する料金体系を明確にすること。
- (3) 愛南町まちづくりパートナー企業の共用型サテライトオフィス設置に協力すること。

## 4 補助対象経費

- (1) 無線 LAN 等の通信機器、モニター、机、イス、テーブル、プリンター、パーテーション、エアコン等の設備及び備品の導入に係る経費(工事費用は除く。)
- (2) 愛南町まちづくりパートナー企業が共用型サテライトオフィスを使用して宿泊した際の宿泊料及び使用料に相当する額

## 5 補助金額

- ・上記 4 (1)…補助対象経費の 2/3 の額(一宿泊事業者 1 回限り。上限 30 万円)
- ・上記 4 (2)…宿泊料及び使用料の 10/10 の額(一年度当たり 1 回限り。上限 5 万円)